

令和5年第1回

八千代市議会定例会議案

(追加)

八千代市

議案第 23 号

八千代市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 27 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市国民健康保険条例の一部を改正する条例

八千代市国民健康保険条例（平成 6 年八千代市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「408,000 円」を「488,000 円」に改める。

第 18 条の 10 中「200,000 円」を「220,000 円」に改める。

第 22 条第 1 項第 2 号中「285,000 円」を「290,000 円」に改め、同項第 3 号中「520,000 円」を「535,000 円」に改め、同条第 2 項中「200,000 円」を「220,000 円」に改める。

第 28 条の 2 第 2 項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第 19 条第 3 項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前の被保険者の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

3 改正後の第 18 条の 10 並びに第 22 条第 1 項及び第 2 項の規定は、令和 5 年度以後の年度分の国民健康保険料に適用し、令和 4 年度分までの国民健康保険料については、なお従前の例による。

提案理由

健康保険法施行令等の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。